

第2次芦屋町地域福祉計画に基づく 令和4年度「公助」行動評価及び 令和5年度「公助」行動計画

凡例

「年度」の区分

検討	: 検討するもの
実施	: 実施するもの
一部	: 一部実施するもの
完了	: 完了したもの

「評価」の区分

◎	: 計画以上に取り組めた。
○	: 計画どおり取り組めた。
△	: 計画していたがすべては取り組めなかった。
×	: 取り組めなかった。

「評価」の結果

	項目数	割合
◎	3	2.7%
○	105	93.8%
△	4	3.6%
×	0	0.0%
合計	112	100.0%

＜基本目標1＞福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり
1 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					所管課(係)	令和4年度取組結果	評価	第2次計画(R1～R4)の総括(課題と今後の方向性)	令和5年度行動計画
				元	1	2	3	4					
1	1-1(1)情報提供の充実	1-1(1)情報提供の充実	情報を開ける対象(年齢階層等)を考慮した上で、即広報紙や、フレット、インターネット等の中から適切な媒体を選択し、内容についても分かりやすいものとするよう努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報紙9月号で、地域交流サロンを紹介する記事を掲載し、未参加の人が参加できようきっかけとしました。 ◆広報紙の記事については、写真やイラストを多用し、興味をひきやすい形としました。ホームページやチラシについては、なるべく平易な文章を心がけ、読みやすい内容となるようにしました。 	○	◆今後も広報紙等を活用し、介護予防等について積極的な周知を行います。また、発言する内容に応じて、適切な媒体を選択します。	◆各制度について、利用を希望する人に分かりやすく周知ができるよう、サービスの対象者ごとに適切な媒体を選択して情報提供を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者生活支援係)	◆各制度について即ホームページや福祉のしおりで周知を行いました。しかし、まだよく知られていないサービスもあるため、周知方法の見直しが必要です。	◆各制度について、利用を希望する人に分かりやすく周知ができるよう、サービスの対象者ごとに適切な媒体を選択して情報提供を行います。		
				実施	実施	実施	実施	実施	健康・こども課(子育て支援係)	◆毎月の広報紙と子育て支援センターのイベント等にも掲載しました。また、即ホームページにも掲載しました。	◆指定特定相談支援事業所に対し、町が作成したしおり等を提供し、サービス内容等の情報提供を行いました。	◆サードパーティを必要とする方へ周知できるように、指定特定相談支援事業所(みどり園、社協、まつかぜ荘)及び民生委員・児童委員に対し積極的に情報提供を行います。	
2	1-1(1)情報提供の充実	1-1(1)情報提供の充実	福祉サービスを利用する人に積極的に情報提供できるように、地域の既存組や団体、事業所等を連携した福祉サービスの周知に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	◆民生委員・児童委員、介護サービス事業者等に高齢者福祉サービスを紹介し、必要な利用者について周知を行いました。	○	◆民生委員・児童委員、介護サービス事業者等に高齢者福祉サービスを紹介し、必要な利用者について周知を行います。	◆サードパーティを必要とする方へ周知できるように、指定特定相談支援事業所(みどり園、社協、まつかぜ荘)及び民生委員・児童委員に対し積極的に情報提供を行います。
				実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者生活支援係)	◆指定特定相談支援事業所に対し、町が作成したしおり等を提供し、サービス内容等の情報提供を行いました。	○	◆指定特定相談支援事業所及び民生委員・児童委員に対し、積極的に情報提供を行うことが必要です。	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センター等、子育て世代が関係している施設等を通じて、各種制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを知ることができます。	
				実施	実施	実施	実施	健康・こども課(子育て支援係)	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターでの掲示やチラシ配布により、各種制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを知りました。	○	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センター等、子育て世代が関係している施設等を通じて、各種制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを知ることができます。	◆各制度について、利用を希望する人に分かりやすく周知ができるよう、サービスの対象者ごとに適切な媒体を選択して情報提供を行います。	
3	1-1(1)情報提供の充実	1-1(1)情報提供の充実	地域包括支援センター、子育て支援センター及び保育所等、福祉サービスに関する情報提供や相談に応じる窓口の周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	◆各制度について、利用を希望する人に分かりやすく周知ができるよう、サービスの対象者ごとに適切な媒体を選択して情報提供を行います。	○	◆各制度について、利用を希望する人に分かりやすく周知ができるよう、サービスの対象者ごとに適切な媒体を選択して情報提供を行います。	◆各制度について、利用を希望する人に分かりやすく周知ができるよう、サービスの対象者ごとに適切な媒体を選択して情報提供を行います。
				実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者生活支援係)	◆指定特定相談支援事業所に対し、町が作成したしおり等を提供し、サービス内容等の情報提供を行いました。	○	◆指定特定相談支援事業所及び民生委員・児童委員に対し、積極的に情報提供を行うことが必要です。	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センター等、子育て世代が関係している施設等を通じて、各種制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを知ることができます。	
				実施	実施	実施	実施	健康・こども課(子育て支援係)	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターでの掲示やチラシ配布により、各種制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを知りました。	○	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センター等、子育て世代が関係している施設等を通じて、各種制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを知ることができます。	◆各制度について、利用を希望する人に分かりやすく周知ができるよう、サービスの対象者ごとに適切な媒体を選択して情報提供を行います。	

第2次芦屋町地域福祉計画に基づき令和4年度「公助」行動計画及び令和5年度「公助」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					所管課(係)	令和4年度取組結果	第2次計画(R1~R4)の総括(課題と今後の方向性)	令和5年度行動計画	
				元	2	3	4	5					
													実施
4	1-1(1)情報提供の充実		社会福祉協議会や民生委員・児童委員、児童福祉協議会が住民に認知され、身近な相談支援に繋がるため、各人についての周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 老人憩いの家の指定管理や配食サービス事業の住民と密着関係づくりに資する業務を委託するとともに、生活支援コーディネーター業務の一環として、毎月1回の広報あしやに連動した広報活動を実施し、福祉協議会の認知度向上に努めます。 避難行動要支援者名簿や65歳以上高齢者名簿の提供等を行うことし、民生委員と情報共有を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 老人憩いの家の指定管理のほか、配食サービス事業や生活支援コーディネーター業務の委託事業の実施等を行い、芦屋町社会福祉協議会が住民に認知されるよう努めます。 生活困窮者の相談を社会福祉協議会につなげたり、避難が困難な地域において日頃の見守りが必要な高齢者の情報を民生委員と共有するなどします。 	<ul style="list-style-type: none"> 5月号の広報紙及び町ホームページで、身近な相談相手となる民生委員・児童委員の紹介及び活動内容について紹介いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙に子育て支援センターの記事を掲載します。 町ホームページで、子育て支援センターやセンターでの行事等を紹介します。 子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者生活支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 5月号の広報紙及び町ホームページで、民生委員・児童委員の紹介として、顔写真入りで掲載するとともに、民生委員・児童委員の活動について周知を図ります。 区長や区民の声を、広報紙や民生委員・児童委員の推薦について推薦承諾書と共に依頼しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引続き毎月の広報紙に子育て支援センターの記事を掲載し、事業の周知を図ります。 町ホームページで、子育て支援センターやセンターの毎月の行事予定等を紹介し、事業の周知を図ります。 住民から相談があった際は、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。 	<ul style="list-style-type: none"> 引続き毎月の広報紙に子育て支援センターの記事を掲載し、事業の周知を図ります。 町ホームページで、子育て支援センターやセンターの毎月の行事予定等を紹介し、事業の周知を図ります。 住民から相談があった際は、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙に子育て支援センターの記事を掲載します。 町ホームページで、子育て支援センターやセンターでの行事等を紹介します。 子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 毎月、広報紙に子育て支援センターの記事を掲載しました。 町ホームページで、子育て支援センターやセンターの毎月の行事予定等を紹介しました。 窓口や電話で相談を受けた際は、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など、状況に応じ紹介しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引続き毎月の広報紙に子育て支援センターの記事を掲載し、事業の周知を図ります。 町ホームページで、子育て支援センターやセンターの毎月の行事予定等を紹介し、事業の周知を図ります。 住民から相談があった際は、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。 	<ul style="list-style-type: none"> 引続き毎月の広報紙に子育て支援センターの記事を掲載し、事業の周知を図ります。 町ホームページで、子育て支援センターやセンターの毎月の行事予定等を紹介し、事業の周知を図ります。 住民から相談があった際は、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する相談窓口の周知のため、認知症啓発資料を作成し、住民に配布します。 介護サービス等の苦情相談窓口である福岡県国民健康保険団体連合会をホームページに掲載し、周知を図ります。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する相談窓口の周知のため、認知症地域支援推進員を配置していることをホームページに掲載しました。 また、認知症の相談機関等を掲載した認知症あしやの告知カード(認知症ケアパス)を窓口へ配置し、相談に応じて配布しました。 介護サービス等の苦情相談窓口である福岡県国民健康保険団体連合会をホームページに掲載し、周知を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する相談窓口であるみどり園やまつかぜ荘をホームページや障がい者のしおりで紹介しています。 障がい(身体障がい、知的障がい)に関する相談員について、継続して町ホームページやしおりで紹介しています。 精神障害者の家族に対する心の相談窓口について、継続して町ホームページに掲載しました。 民生委員・児童委員について、広報あしや及び町ホームページで紹介し、周知を図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する相談窓口をホームページや障がい者のしおりで紹介し、周知を図ります。 認知症に関する相談は、今後さらに増えることが予想されるため、広報紙等を通して相談窓口を周知していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する相談窓口をホームページや障がい者のしおりで紹介し、周知を図ります。 認知症に関する相談は、今後さらに増えることが予想されるため、広報紙等を通して相談窓口を周知していきます。
5	1-(2)相談支援体制の整備、充実		どこに行けば相談できるか、誰に相談できるかをわかりやすくするため、各種相談窓口や相談支援に繋がる人の周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者生活支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の家族に対する心の相談窓口について、継続して町ホームページに掲載し、周知を図りました。 障がいに関する相談窓口であるみどり園やまつかぜ荘をホームページや障がい者のしおりで紹介しています。 障がい(身体障がい、知的障がい)に関する相談員について、継続して町ホームページやしおりで紹介しています。 精神障害者の家族に対する心の相談窓口について、継続して町ホームページに掲載しました。 民生委員・児童委員について、広報あしや及び町ホームページで紹介し、周知を図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいに関する相談窓口であるみどり園やまつかぜ荘をホームページや障がい者のしおりで紹介しています。 障がい(身体障がい、知的障がい)に関する相談員について、継続して町ホームページやしおりで紹介しています。 精神障害者の家族に対する心の相談窓口について、継続して町ホームページに掲載しました。 民生委員・児童委員について、広報あしや及び町ホームページで紹介し、周知を図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する相談窓口をホームページや障がい者のしおりで紹介し、周知を図ります。 認知症に関する相談は、今後さらに増えることが予想されるため、広報紙等を通して相談窓口を周知していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する相談窓口をホームページや障がい者のしおりで紹介し、周知を図ります。 認知症に関する相談は、今後さらに増えることが予想されるため、広報紙等を通して相談窓口を周知していきます。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者生活支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 毎月、広報紙に子育て支援センターの記事を掲載しました。 町ホームページで、子育て支援センターやセンターの毎月の行事予定等を紹介しました。 窓口や電話で相談を受けた際は、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など、状況に応じ紹介しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引続き毎月の広報紙に子育て支援センターの記事を掲載し、事業の周知を図ります。 町ホームページで、子育て支援センターやセンターの毎月の行事予定等を紹介し、事業の周知を図ります。 住民から相談があった際は、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。 	<ul style="list-style-type: none"> 引続き毎月の広報紙に子育て支援センターの記事を掲載し、事業の周知を図ります。 町ホームページで、子育て支援センターやセンターの毎月の行事予定等を紹介し、事業の周知を図ります。 住民から相談があった際は、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙に子育て支援センターの記事を掲載します。 町ホームページで、子育て支援センターやセンターでの行事等を紹介します。 子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。

第2次芦屋町地域福祉計画に基づき令和4年度「公助」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					所管課(係)	令和4年度取組結果	第2次計画(R1~R4)の総括(課題と今後の方向性)	令和5年度行動計画
				元	2	3	4	5				
6	1-(2)相談支援体制の整備、充実	1-(2)相談支援体制の整備、充実	福祉サービス利用についての相談や、サービスの苦情対応まで幅広く対応できるように、役場の相談窓口を担当する職員的能力向上に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 認知症地域支援推進員の研修に参加し、相談対応力の向上を図ります。 県など関係する各種研修に積極的に参加し、職員のスキル向上を図ります。 研修で得た知識を課内で共有し、組織として対応できる体制を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 引継ぎ研修会等に積極的に参加し、職員への資質向上に努めます。 県など関係する各種研修に積極的に参加し、職員のスキル向上を図ります。 研修で得た知識を課内で共有し、組織として対応できる体制を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症地域支援推進員の研修に参加し、相談対応力の向上を図ります。 県など関係する各種研修に積極的に参加し、職員のスキル向上を図ります。 研修で得た知識を課内で共有し、組織として対応できる体制を整えます。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者・生活支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 県(保健所含む)行政職員精神保健福祉業務基礎研修会に参加し、相談スキル向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 県(保健所含む)行政職員精神保健福祉業務基礎研修会に参加し、相談スキル向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 県(保健所含む)行政職員精神保健福祉業務基礎研修会に参加し、相談スキル向上に努めます。
				実施	実施	実施	実施	実施	健康・こども課(子育て支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策協議会調整担当者研修に参加しました。(2名×6回) その地産特産物の研修に参加しました。(延べ12回) 令和4年度に、子ども家庭総合支援拠点を設置しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策協議会調整担当者研修に参加しました。(2名×6回) その地産特産物の研修に参加しました。(延べ12回) 令和4年度に、子ども家庭総合支援拠点を設置しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策協議会調整担当者研修に参加しました。(2名×6回) その地産特産物の研修に参加しました。(延べ12回) 令和4年度に、子ども家庭総合支援拠点を設置しました。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県介護保険広域連合運営支部と連携し、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会を開催しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県介護保険広域連合運営支部と連携し、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会を開催しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県介護保険広域連合運営支部と連携し、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会を開催しました。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者・生活支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス事業所に県が主催する研修会を案内し、研修会を案内します。 県社会福祉協議会などが主催する事業所向けの研修会を案内します。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス事業所に県が主催する研修会を案内し、研修会を案内します。 県社会福祉協議会などが主催する事業所向けの研修会を案内します。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス事業所に県が主催する研修会を案内し、研修会を案内します。 県社会福祉協議会などが主催する事業所向けの研修会を案内します。
7	1-(2)相談支援体制の整備、充実	1-(2)相談支援体制の整備、充実	相談支援に携わる人や福祉サービス事業所が参加できる研修の充実を努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者・生活支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 県、県社協が開催する相談支援事業所向けの研修について、町内の相談支援事業所(みどり園、芦屋町社協、まつかぜ荘)に周知しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 県、県社協が開催する相談支援事業所向けの研修について、町内の相談支援事業所(みどり園、芦屋町社協、まつかぜ荘)に周知しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 県、県社協が開催する相談支援事業所向けの研修について、町内の相談支援事業所(みどり園、芦屋町社協、まつかぜ荘)に周知しました。
				実施	実施	実施	実施	実施	健康・こども課(子育て支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、児童クラブに対して、県が主催する研修の案内を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、児童クラブに対して、県が主催する研修の案内を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、児童クラブに対して、県が主催する研修の案内を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 来庁が困難な人や個別に訪問が必要と思われる人に対しては、地域包括支援センターの職員が訪問する等、相談者の状況に応じた対応を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 来庁が困難な人や個別に訪問が必要と思われる人に対しては、地域包括支援センターの職員が訪問する等、相談者の状況に応じた対応を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 来庁が困難な人や個別に訪問が必要と思われる人に対しては、地域包括支援センターの職員が訪問する等、相談者の状況に応じた対応を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者・生活支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者・生活支援係)	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりの方については、ケースワーカーや家族、民間のひきこもり支援団体と連携をとり、支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりの方については、ケースワーカーや家族、民間のひきこもり支援団体と連携をとり、支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりの方については、ケースワーカーや家族、民間のひきこもり支援団体と連携をとり、支援を行います。
8	1-(2)相談支援体制の整備、充実	1-(2)相談支援体制の整備、充実	必要に応じて家庭訪問等を行い、相談ニーズの掘り起こしや窓口に来る人が困難な人への対応、相談支援の充実に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者・生活支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 来庁が困難な人や個別に訪問が必要と思われる人に対しては、地域包括支援センターの職員が訪問する等、相談者の状況に応じた対応を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 来庁が困難な人や個別に訪問が必要と思われる人に対しては、地域包括支援センターの職員が訪問する等、相談者の状況に応じた対応を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 来庁が困難な人や個別に訪問が必要と思われる人に対しては、地域包括支援センターの職員が訪問する等、相談者の状況に応じた対応を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者・生活支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	健康・こども課(子育て支援係)	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりの方については、ケースワーカーや家族、民間のひきこもり支援団体と連携をとり、支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりの方については、ケースワーカーや家族、民間のひきこもり支援団体と連携をとり、支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりの方については、ケースワーカーや家族、民間のひきこもり支援団体と連携をとり、支援を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者・生活支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者・生活支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 児童・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。

第2次芦屋町地域福祉計画に基づき令和4年度「公動」行動計画及び令和5年度「公動」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和4年度行動計画	所管課(係)	令和4年度取組結果	評価	第2次計画(R1~R4)の総括(課題と今後の方向性)	令和5年度行動計画
				元	2	3	4	5						
9	1-(2)相談支援体制の整備、充実		専門性の高い相談に対応するため、関係機関との情報交換や連携を進めていきます。	実施	実施	実施	実施	実施	令和4年度行動計画 ◆福岡県弁護士会北九州支部会に依頼し、地域包括支援センター職員や専門職との連携を促進します。 ◆福祉事務所、家庭状況、生活状況、医療機関への受診情報、医師の指示、既往歴等について情報共有し、連携して相談支援を行います。 ◆遠置中間医師会等、他の関係機関が開催する研修会に積極的に参加し情報交換を行います。	福祉課(高齢者支援係)	◆福岡県弁護士会北九州支部会に依頼し、地域包括支援センター職員や専門職との連携を促進します。 ◆福祉事務所、家庭状況、生活状況、医療機関への受診情報、医師の指示、既往歴等について情報共有し、連携して相談支援を行います。 ◆遠置中間医師会等、他の関係機関が開催する研修会に積極的に参加し情報交換を行います。	○	◆引き続き関係機関と連携し、相談支援を行います。	◆福岡県弁護士会北九州支部会に依頼し、地域包括支援センター職員や専門職との連携を促進します。 ◆福祉事務所、家庭状況、生活状況、医療機関への受診情報、医師の指示、既往歴等について情報共有し、連携して相談支援を行います。 ◆遠置中間医師会等、他の関係機関が開催する研修会に積極的に参加し情報交換を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	令和5年度行動計画 ◆必要に応じて、相談支援専門員や事業所、医療機関との情報交換や連携を図ります。 ◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、障がい者、生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所等施設と情報共有し、連携を図ります。 ◆必要に応じて個別ケース会議を開催し、関係者間の情報共有や連携を図ります。 ◆障がい福祉サービスと介護サービスの両方の利用対象者については、障がい者、生活支援係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。					
10	1-(2)相談支援体制の整備、充実		必要に応じて関係各課で情報共有を行い、複合的な生活課題を抱える人の相談に、各課が連携して対応する体制の構築に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	令和4年度行動計画 ◆健康こども課、地域包括支援センター、学校教育係などが行うケア会議に必要に応じて参加し、情報の共有を図ります。 ◆障がい者やその家族の問題については各係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。	福祉課(高齢者支援係)	◆健康こども課、地域包括支援センター、学校教育係などが行うケア会議に必要に応じて参加し、情報の共有を図ります。 ◆障がい者やその家族の問題については各係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。	○	◆健康こども課、地域包括支援センター、学校教育係などが行うケア会議に必要に応じて参加し、情報の共有を図ります。 ◆障がい者やその家族の問題については各係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。	◆健康こども課、地域包括支援センター、学校教育係などが行うケア会議に必要に応じて参加し、情報の共有を図ります。 ◆障がい者やその家族の問題については各係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。
				実施	実施	実施	実施	実施	令和5年度行動計画 ◆健康こども課、地域包括支援センター、学校教育係などが行うケア会議に必要に応じて参加し、情報の共有を図ります。 ◆障がい者やその家族の問題については各係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。					
11	1-(2)相談支援体制の整備、充実		成年後見制度の利用が必要な人が制度を適切に利用できるよう、関係機関、団体と協力して、相談に応じる体制の整備を行い、周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	令和4年度行動計画 ◆子どもの育ち、子どもの生活、金銭面など困りごとの種類に応じ、障がい者、生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所等施設、子ども支援オフィス等と連携して支援を行います。 ◆令和4年度に、子ども家庭総合支援拠点を設置しました。	健康こども課(子育て支援係)	◆子どもの育ち、子どもの生活、金銭面など困りごとの種類に応じ、障がい者、生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所等施設、子ども支援オフィス等と連携して支援を行います。 ◆令和4年度に、子ども家庭総合支援拠点を設置しました。	○	◆子どもの育ち、子どもの生活、金銭面など困りごとの種類に応じ、障がい者、生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所等施設、子ども支援オフィス等と連携して支援を行います。 ◆令和4年度に、子ども家庭総合支援拠点を設置しました。	◆子どもの育ち、子どもの生活、金銭面など困りごとの種類に応じ、障がい者、生活支援係、教育委員会、児童相談所、学校、保育所等施設、子ども支援オフィス等と連携して支援を行います。 ◆令和4年度に、子ども家庭総合支援拠点を設置しました。
				実施	実施	実施	実施	実施	令和5年度行動計画 ◆成年後見制度利用促進のため中核機関を通じて、相談体制の整備を図ります。また、町ホームページや広報紙で相談窓口の周知を図ります。 ◆法律専門職の支援が必要と思われる人に、法テラス等の周知を行います。					

2 福祉サービス向上の仕組みづくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					所管課(係)	令和4年度取組結果	評価	第2次計画(R1～R4)の総括(課題と今後の方向性)	令和5年度行動計画
				元	2	3	4	5					
12	2-(1)福祉サービスの充実に資する	2-(1)福祉サービスの充実に資する	町が策定する各種福祉分野の個別計画を推進することにより、サービスの質や量の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	○	◆引継ぎ、福回県や福回県分庁外種別協議会と協力しながら、計画的な高齢者福祉施策が実行されるよう取り組む必要があります。	◆第8期高齢者福祉計画(R3～R5年度)の推進のため、地域包括ケア推進委員会において、過年度事業評価と現年度事業計画の審議を行うとともに、第9期計画の策定に向けたプロセスを実施します。	
13	2-(1)福祉サービスの充実に資する	2-(1)福祉サービスの充実に資する	町が策定する各種福祉分野の個別計画を推進することにより、サービスの質や量の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	健康・こども課(子育て支援係)	○	◆次期計画の策定に向け、現計画の検証を行うとともに住民アンケートや団体ヒアリングの結果を反映した計画を策定します。	◆障害福祉計画の目標に掲げている各種項目について、障害福祉計画推進委員会においてPDCAサイクルによる計画の推進を図ります。	
14	2-(1)福祉サービスの充実に資する	2-(1)福祉サービスの充実に資する	町が策定する各種福祉分野の個別計画を推進することにより、サービスの質や量の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	健康・こども課(子育て支援係)	○	◆声屋町子ども子育て支援事業計画(R2年度～R6年度)に基づき、各種事業(学童クラブ事業、延長保育事業、乳児家庭全戸訪問事業など)を策定して運営していく必要があります。	◆声屋町子ども子育て支援事業計画(R2年度～R6年度)に基づき、各種事業(学童クラブ事業、延長保育事業、乳児家庭全戸訪問事業など)を策定して運営していく必要があります。	
15	2-(1)福祉サービスの充実に資する	2-(1)福祉サービスの充実に資する	町が策定する各種福祉分野の個別計画を推進することにより、サービスの質や量の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	健康・こども課(子育て支援係)	○	◆地域生活支援拠点の機能の充実について、未整備機能(専門的人材の確保・育成)の制度設計に関する協議を継続します。	◆地域生活支援拠点の機能の充実について、未整備機能(専門的人材の確保・育成)の充実に向けて事業所を対象に、研修会を開催します。2回/年	
16	2-(1)福祉サービスの充実に資する	2-(1)福祉サービスの充実に資する	町が策定する各種福祉分野の個別計画を推進することにより、サービスの質や量の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	健康・こども課(子育て支援係)	○	◆情報共有シートを活用し、事業所間での情報共有等に設立を連携できるような仕組みが必要で、緊急時に迅速に対応できるようにすることが必要です。	◆情報共有シートを活用し、事業所間での情報共有等に設立を連携できるような仕組みが必要で、緊急時に迅速に対応できるようにすることが必要です。	
17	2-(1)福祉サービスの充実に資する	2-(1)福祉サービスの充実に資する	町が策定する各種福祉分野の個別計画を推進することにより、サービスの質や量の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	健康・こども課(子育て支援係)	○	◆宗像、遠賀保健福祉課事務所と一市四町(中間市、遠賀市)が連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を構築します。	◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を構築します。	
18	2-(1)福祉サービスの充実に資する	2-(1)福祉サービスの充実に資する	町が策定する各種福祉分野の個別計画を推進することにより、サービスの質や量の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	健康・こども課(子育て支援係)	○	◆子育て世代包括支援センターを拠点として、健康部門、生活支援部門、学校、教育委員会等と連携して総合的な相談支援を行う必要がある。専門機関との協力関係の構築にも取り組む必要があります。	◆子育て世代包括支援センターを拠点として、健康部門、生活支援部門、学校、教育委員会等と連携して総合的な相談支援を行う必要がある。専門機関との協力関係の構築にも取り組む必要があります。	
19	2-(1)福祉サービスの充実に資する	2-(1)福祉サービスの充実に資する	町が策定する各種福祉分野の個別計画を推進することにより、サービスの質や量の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	健康・こども課(子育て支援係)	○	◆保健師、栄養士による育児相談や離乳食相談、臨床心理士によるほほえみ相談を行い、子育ての不安を抱える家族に対する支援を行います。	◆保健師、栄養士による育児相談や離乳食相談、臨床心理士によるほほえみ相談を行い、子育ての不安を抱える家族に対する支援を行います。	

第2次芦屋町地域福祉計画に基づき令和4年度「公助」行動計画及び令和5年度「公助」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					所管課(係)	令和4年度取組結果	評価	第2次計画(R1~R4)の総括(課題と今後の方向性)	令和5年度行動計画
				元	2	3	4	5					
15	1	2-(2)適切な福祉サービスの提供	必要なサービスを提供するため、福祉施設の広域利用など、近隣市町との連携を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者・生活支援係)	○	◆地域活動センターはまゆうに対し、運営支援を行うとともに、必要なサービスを提供するため、近隣市町との連携を図ります。	◆事業者と連携して、地域活動支援センターさくらを継続して運営するとともに、はまゆうに対する運営支援を行います。 ◆地域活動支援センターさくらには令和6年度に民間移譲するため、運営期間中で書類審査等を行い、移譲先の事業者を選定します。	
				実施	実施	実施	実施	実施	◆中間市、遠賀郡4町で行っている病児・病後児保育事業を継続実施します。 ◆保育所等の広域入所を継続実施し、勤労子育て世帯等を支援します。				
16	1	2-(2)適切な福祉サービスの提供	福祉サービス事業者、福祉サービスの向上についての必要性や取り組みについて営業します。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	○	◆介護サービス事業者等連絡会で実施する研修会の支援を行います。 ◆地域密着型事業所については、運営推進会議等の機会を捉え、行政と事業所間の情報共有を図ります。	◆介護サービス事業者等連絡会で実施する研修会の支援を行います。 ◆地域密着型事業所については、運営推進会議等の機会を捉え、行政と事業所間の情報共有を図ります。	
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がい福祉サービス事業者向けの研修を、対象事業所(みどり園、芦屋町社協、まつかぜ荘)に周知します。 ◆事業者、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、学童クラブに対して、サービス向上につながる研修を案内します。				
17	1	2-(2)適切な福祉サービスの提供	福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、連携して利用者支援に当たるため、医療・介護連携や地域生活支援拠点などの仕組みづくりを進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者・生活支援係)	○	◆遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会に参加し、専門部会に3回参加し、医療・介護関係者間での連携を図りました。	◆遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会に参加し、医療・介護関係者間での連携を図ります。	
				実施	実施	実施	実施	実施	◆地域生活支援拠点の機能の充実(育成)について、未整備機能(専門的人材の確保・育成)の制度設計に関する協議を行います。				

3 配慮が必要な人を支援できる仕組みづくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					所管課(係)	令和4年度取組結果	評価	第2次計画(R1~R4)の総括(課題と今後の方向性)	令和5年度行動計画
				元	2	3	4	5					
18		3-1(1)生活困窮者への自立支援	経済的に困難に陥っている人が、適切な支援を受けられるよう、県の福祉事務所や社会福祉協議会などの関係機関と連携を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者生活支援係)	○	◆生活困窮者等の自立支援に関する制度の周知や関係機関との連携により、生活困窮者が適切な機関へ繋がることが必要です。	◆生活困窮者が適切な支援へ繋がることが必要です。	
19		3-1(1)生活困窮者への自立支援	生活困窮者自立支援法等に基づき、県や社会福祉協議会等が実施する事業について、町広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者生活支援係)	○	◆新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する生活資金の特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金)について、ホームページで周知を図りました。	◆各関係機関(県や社会福祉協議会等)が実施する事業について、広報紙やホームページに掲載し、周知を図ります。	
20		3-1(2)虐待への対応	虐待に関する相談窓口の周知と対応のための啓発に取り組みます。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	○	◆高齢者虐待に関する記事を、広報紙12月号に掲載しました。	◆高齢者虐待について、年1回広報紙に掲載します。	
				実施	実施	実施	実施	実施	健康・こども課(子育て支援係)	○	◆DV被害の相談窓口の一覧をホームページに掲載し、周知を図りました。	◆DV被害の相談窓口の一覧をホームページに掲載し、周知を図ります。	
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者生活支援係)	○	◆DV被害の相談窓口の一覧をホームページに掲載し、周知を図りました。	◆DV被害の相談窓口の一覧をホームページに掲載し、周知を図ります。	
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	○	◆虐待が疑われる事案に対しては、訪問等を通じて事実確認を行い、必要に応じて関係機関と連携し適切な対応を行います。	◆虐待が疑われる事案に対しては、訪問等を通じて事実確認を行い、必要に応じて関係機関と連携し適切な対応を行います。	
21		3-1(2)虐待への対応	虐待が疑われる事例に対し、虐待を受けていると認められる方の権利擁護を図るとともに、虐待をした養育者等に対して必要な支援を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者生活支援係)	○	◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、障がい者生活支援係、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員等の関係機関と連携を図り、虐待を受けている子どもの権利を擁護する(一時保護など)と連携し、必要な支援を行います。	◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、障がい者生活支援係、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員等の関係機関と連携を図り、虐待を受けている子どもの権利を擁護する(一時保護など)と連携し、必要な支援を行います。	

第2次声屋町地域福祉計画に基づき令和4年度「公動」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					所管課(係)	令和4年度取組結果	評価	第2次計画(R1~R4)の総括(課題と今後の方向性)	令和5年度行動計画
				元	2	3	4	5					
22	3-(2)虐待への対応		虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、関係者との情報連携を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	◆相談に応じ、関係者への事情聴取による事実関係の確認をし、必要に応じて民生委員や町社協等の関係機関と連携して対応しました。	○	◆引き続き働き関係機関と連携して対応します。	◆相談・通報等があった場合は、緊急度等を把握し、事実対応を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆障がい者虐待疑いの通告やDVの相談等はありませんでした。	○	◆障がい者虐待の疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や相談員、民生委員と情報を共有し、確認・解決に向けた連携を図ることが必要です。	◆障がい者虐待の疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や相談員、民生委員と情報を共有し、確認・解決に向けた連携を図ります。また、緊急性がある場合は折尾警察署生活安全課とも連携します。
23	3-(3)自殺対策を視野に入れた支援の充実		「声屋町のちを支える計画」を策定し、関係各課の施策を整理したうえで必要な支援を行うとともに、実行状況について、毎年度の進捗管理を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆自殺対策推進協議会を必要に応じて開催し、関係者との情報連携を行いました。	○	◆自殺対策推進協議会を必要に応じて開催し、関係者との情報連携を行います。	◆自殺対策推進協議会を必要に応じて開催し、関係者との情報連携を行います。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者・生活支援係)	◆自殺対策推進協議会を必要に応じて開催し、関係者との情報連携を行いました。	○	◆自殺対策推進協議会を必要に応じて開催し、関係者との情報連携を行います。	◆自殺対策推進協議会を必要に応じて開催し、関係者との情報連携を行います。

2 地域における連携の体制づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					所管課(係)	令和4年度取組結果	評価	第2次計画(R1~R4)の総括 (課題と今後の方向性)	令和5年度行動計画
				元	2	3	4	5					
29	2	2-1)要支援者などの情報の共有	避難行動要支援者名簿への登録促進	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係、障がい者生活支援係)	令和4年度取組結果 【高齢者支援係】 ◆「高齢者支援係」の周知記事を掲載しました。 ◆新規登録者等の情報を更新し、民生委員、自主防災組織(自治会)、及び遠賀消防本部に提供しました。 【障がい者、生活支援係】 ◆名簿登録申請(要請)に反応し、必要情報が提供されました。	○	【高齢者支援係】 ◆令和5年度に導入予定のシステムを活用し、総務課と協同して個別年度計画の促進を図っていく必要がありま 【障がい者、生活支援係】 ◆高齢者支援係に協力し、避難行動に支援を要する障がい者が、災害時に必要な支援を行わなければならないと認識して取り組ま ◆避難行動要支援者名簿の作成は、福祉課所管ですが、防災に関する基本的な考え方、知識について、補完していく必要があるため、今後も適宜情報提供していくことが常用と考えます。	◆障がいのある人や高齢者など、災害時の避難に支援を要する人について、関係機関に提供する名簿への登録に関する意向を得られるよう、広報紙により周知を行います。 ◆災害時の避難支援等に役立てるため、避難行動要支援者名簿を更新し、民生委員や自主防災組織、消防署等に提供します。 ◆名簿登録申請に際し、要請に応じ配慮が必要な障がい者に対して職員が支援します。
				実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	◆避難行動要支援者名簿の登録などに関する県の防災部高等から手続等に関する情報提供があった都度、福祉課との情報共有に努めます。	○	◆避難行動要支援者名簿の登録などに関する個人情報保護に関する研修の際に、避難行動要支援者名簿を日頃からの見守り活動に活用できること等についての説明を行います。 ◆自主防災組織等が個別避難計画を作成するに当たり、総務課、社会福祉協議会とともに必要な支援を行います。
30	2	2-1)要支援者などの情報の共有	区長や自治区の役員、民生委員・児童委員などの地域での福祉活動に取り組む人々と情報共有し、特に配慮が必要な人々たちを見守るための個別避難計画作成などの支援体制の充実を進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者生活支援係)	令和4年度取組結果 ◆民生委員・児童委員の役員会、定例会において避難行動要支援者名簿を配布し、情報の共有を図りました。 ◆支援が必要な児童について、ケース会議等を通じ、児童委員と情報共有を行いました。(R4年度未登録児童数24人) ◆個別避難計画の策定に向け、福岡県と情報交換するとともに、福祉課と支援のあり方や災害対策基本法に基づき、個別避難計画の考案のあり方などを協議しました。 ◆6月の大雨、洪水避難訓練時に各区分に要支援者の避難体制について協議いただきました。また、11月の地震津波避難訓練では、要支援者全員に連絡を取ってもらい、連絡手段の確認を行いました。訓練後に区長委員と意見交換を行い、次年度の訓練計画に反映することとしました。	○	◆民生委員、児童委員との定期的な情報共有を行うことが必要です。 ◆支援が必要な児童について、ケース会議等を通じ、児童委員と情報共有を行っています。 ◆個別避難計画の策定は、市町村の努力義務となっているが、公助だけでなく、自助、共助によるところが大きいと考えます。 ◆また、災害の種別によっては、避難所への避難よりも、自宅にいた方が安全な場合もある。更に個別避難計画に必要な要支援者を優先し、個別計画を作成することが求められます。	
				実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	◆6月の大雨、洪水避難訓練時に各区分に要支援者の避難体制について協議いただきました。また、11月の地震津波避難訓練では、要支援者全員に連絡を取ってもらい、連絡手段の確認を行いました。訓練後に区長委員と意見交換を行い、次年度の訓練計画に反映することとしました。	○	◆今年5月に避難行動要支援者管理システムへの導入を予定しており、名簿の様式等が変更となるのを機に、個人情報保護の重要性を再認識する機会の設ける必要がありま ◆高齢者支援係と連携し、民生委員・児童委員協議会の定例会の際に、避難行動要支援者名簿の更新が円滑に行われるよう努めます。
31	2	2-1)要支援者などの情報の共有	各種団体と共有する情報の取扱いが適切にたされるよう、必要な研修を実施します。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	令和4年度取組結果 ◆6月の定例会で避難行動要支援者名簿の更新を行いました。 ◆避難行動要支援者名簿に関する個人情報保護研修に出席し、必要な研修を行いました。	○	◆名簿を取り扱う人すべてが、個人情報保護の重要性を認識されるよう、個人情報保護に関する研修会を開催します。	
				実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	◆高齢者支援係と連携し、民生委員・児童委員協議会の定例会の際に、避難行動要支援者名簿の更新が円滑に行われるよう努めます。 ◆避難行動要支援者名簿に関する個人情報保護研修に出席し、必要な研修を行いました。	○	◆高齢者支援係と連携し、民生委員・児童委員協議会の定例会の際に、避難行動要支援者名簿の更新が円滑に行われるよう努めます。

3 安心・安全を支える体制づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					所管課(係)	令和4年度取組結果	評価	第2次計画(R1~R4)の総括(課題と今後の方向性)	令和5年度行動計画
				元	2	3	4	5					
34	2	3-(1)災害時や緊急時の情報提供の充実	避難準備情報などの伝達訓練を実施する。また、避難場所などについて周知します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆出前講座の際にハザードマップを活用し、危険箇所及び避難時の場所などの周知に努めます。 ◆町民にハザードマップを配布する際、自宅周辺の状況などを説明し、避難訓練を実施します。 ◆6月、11月の年2回、避難訓練を実施します。 ◆防災意識の向上のため、広報あしやで防災啓発記事を掲載します(6月号、9月号)	◎	◆出前講座の際にハザードマップを活用し、危険箇所及び避難時の場所などの周知に努めます。 ◆町民にハザードマップを配布する際、自宅周辺の状況などを説明し、避難訓練を実施します。 ◆6月、11月の年2回、避難訓練を実施します。 ◆防災意識の向上のため、広報あしやで防災啓発記事を掲載します(6月号、9月号)	◆出前講座の際にハザードマップを活用し、危険箇所及び避難時の場所などの周知に努めます。 ◆町民にハザードマップを配布する際、自宅周辺の状況などを説明し、避難訓練を実施します。 ◆6月、11月の年2回、避難訓練を実施します。 ◆防災意識の向上のため、広報あしやで防災啓発記事を掲載します(6月号、9月号)	
35	2	3-(1)災害時や緊急時の情報提供の充実	災害時や緊急時は、必要な情報が住民に確実に届くように環境を整備します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆各戸、世帯に配布している戸別受信機の取扱い、使用方法などを広報あしやや、11月号、12月号に、災害時等の情報伝達手段が適切に受信できるように周知しました。	○	◆災害時や緊急時は、必要な情報が住民に確実に届くように環境を整備します。	◆戸別受信機の設置、取扱いに関して、適切に周知し、広報あしやや、11月号、12月号に、災害時等の情報伝達手段が適切に受信できるように周知します。	
36	2	3-(2)地域防災体制の確立	自主防災組織活動の活性化を図るため、災害発生時等の緊急時に必要となる様々な対応を想定した自主防災訓練への支援を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆コロナ禍の影響もあり、自治区等が実施する自主防災訓練の参加は減少しましたが、(参加者 6月、計179名、11月、計1453名) ◆自治区、三軒屋区、出前講座を実施したほか、区内の危険箇所等の確認、避難場所などについて、自主防災組織の強化に努めました。 ◆防災士の資格取得にあたる受検費、教材費、登録料などの必要経費を町が負担する。防災士養成事業を案内し、地域での防災士定着を図ります。	◎	◆コロナ禍もあり、出前講座の申し込み、自治区等が主催する訓練の実施も少なかつたが、町が実施する年2回の訓練には、毎回ほぼ全自治区が参加しました。 ◆4自治区(浜口町、第一線ヶ丘、金屋、中小路)で自主防災組織が構成されていないことが課題です。	◆自治区などの地域団体に対し、防災に関しての知識の啓発を行うとともに、地域での訓練実施の際の支援を行います。 ◆防災士の資格取得にあたる受検費、教材費、登録料などの必要経費を町が負担する。防災士養成事業を案内し、地域での防災士定着を図ります。また、防災士登録者の増加などを開催します。	
37	2	3-(2)地域防災体制の確立	住民の防災意識を高めるよう、広報や講座などを通じて防災に関する情報提供や啓発の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆出前講座の際にハザードマップを活用し、危険箇所及び避難時の場所などの周知に努めます。 ◆令和3年度に改訂したハザードマップを住民に対し、全戸配布し、併せて避難場所等の周知を図ります。 ◆6月、11月の年2回、避難訓練を実施します。 ◆防災意識の向上のため、広報あしやで防災啓発記事を掲載します(6月号、9月号)	◎	◆出前講座の際にハザードマップを活用し、危険箇所及び避難時の場所などの周知に努めます。 ◆令和3年度に改訂したハザードマップを住民に対し、全戸配布し、併せて避難場所等の周知を図ります。 ◆6月、11月の年2回、避難訓練を実施します。 ◆防災意識の向上のため、広報あしやで防災啓発記事を掲載します(6月号、9月号)	◆出前講座の際にハザードマップを活用し、危険箇所及び避難時の場所などの周知に努めます。 ◆令和3年度に改訂したハザードマップを住民に対し、全戸配布し、併せて避難場所等の周知を図ります。 ◆6月、11月の年2回、避難訓練を実施します。 ◆防災意識の向上のため、広報あしやで防災啓発記事を掲載します(6月号、9月号)	
38	3	3-(2)地域防災体制の確立	災害時等に、町内の福祉事業者等と連携し、避難に関する配慮が必要な人の体制を整備します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆福祉避難所の設置に関して、平成30年度に協定を締結した事業者(介護保険施設3ヶ所、障がい福祉センター3ヶ所)と連携し、引き続き災害発生時に活用できる制度のあり方について検討を進めるとともに、広報あしやを通じて制度の周知を図ります。また、必要があれば福祉避難所開設マニュアルを見直すとともに、図上訓練等を実施します。	○	◆福祉避難所の設置に関して、平成30年度に協定を締結した事業者(介護保険施設3ヶ所、障がい福祉センター3ヶ所)と連携し、引き続き災害発生時に活用できる制度のあり方について検討を進めるとともに、広報あしやを通じて制度の周知を図ります。また、必要があれば福祉避難所開設マニュアルを見直すとともに、図上訓練等を実施します。	◆福祉避難所の設置に関して、平成30年度に協定を締結した事業者(介護保険施設3ヶ所、障がい福祉センター3ヶ所)と連携し、引き続き災害発生時に活用できる制度のあり方について検討を進めるとともに、広報あしやを通じて制度の周知を図ります。また、必要があれば福祉避難所開設マニュアルを見直すとともに、図上訓練等を実施します。	
39	2	3-(3)防犯体制・交通安全対策の推進	不審者情報等の安全に関わる情報が発信されたときは、関係者と連携して見守りや巡回を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆町内で不審者情報等の安全に関わる情報が発信されたときは、関係者と連携して見守りや巡回を行います。 ◆少年問題協議会として、不審者が確認された際、町HPやメール等で情報発信を行い、住民に対して注意喚起を行います。 ◆折尾署などと連携し青ハト巡回などを実施します。	○	◆町内で不審者情報等の安全に関わる情報が発信されたときは、関係者と連携して見守りや巡回を行います。 ◆少年問題協議会として、不審者が確認された際、町HPやメール等で情報発信を行い、住民に対して注意喚起を行います。 ◆折尾署などと連携し青ハト巡回などを実施します。	◆町内で不審者情報等の安全に関わる情報が発信されたときは、関係者と連携して見守りや巡回を行います。 ◆少年問題協議会として、不審者が確認された際、町HPやメール等で情報発信を行い、住民に対して注意喚起を行います。 ◆折尾署などと連携し青ハト巡回などを実施します。	

第2次声屋町地域福祉計画に基づき令和4年度「公助」行動評価及び令和5年度「公助」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					所管課(係)	令和4年度取組結果	評価	第2次計画(R1~R4)の総括(課題と今後の方向性)	令和5年度行動計画
				元	2	3	4	5					
40	3-(3)防犯体制・交通安全対策の推進	3-(3)防犯体制・交通安全対策の推進	地域の自主的な防犯組織である、声屋町自治防犯組合の活動を支援します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆令和3年度に拡大した職員ハットロールを継続して行います。	○	◆車ハト(公用車)を活用した職員ハットロールを今後も継続して実施する。	◆職員ハットロールを継続して実施します。	
41	3-(3)防犯体制・交通安全対策の推進	3-(3)防犯体制・交通安全対策の推進	消費者の安全と安心を確保するため、消費者生活相談窓口を設置し、消費者問題解決に向けての助言やあせせんを行うほか、消費者被害を未然に防ぐ取組みを行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆消費者生活相談に関する事業を継続して行います。	○	◆消費者生活相談に対応できるスキルを持った消費者生活相談員の確保を図っていく必要があります。	◆消費者生活相談員を配置して、消費者生活相談に関する事業を継続して行います。	
42	3-(3)防犯体制・交通安全対策の推進	3-(3)防犯体制・交通安全対策の推進	声屋町交通安全推進協議会での審議を踏まえ、警察とも協力しながら、交通安全運動の実施等をおおして、交通安全意識の浸透を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆交通安全運動は継続実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、交通安全教室の実施は見送りました。	○	◆住民の交通安全意識の浸透、向上をばかするため、効果的な広報・啓発活動に取り組む必要があります。	◆交通安全運動の準備を継続し、交通安全意識の浸透、向上のため、交通安全教室の実施を検討を行います。	
43	3-(4)暮らしやすい環境の整備	3-(4)暮らしやすい環境の整備	公共施設の改修等を行う際には、バリアフリー化の推進に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆総合体育館玄關前のスロープへの屋根設置、及び階段への手すり設置に向け、工事実施設計を行いました。(R5年度9月~8月工事予定)	○	◆施設のリニア一化に向け、総合体育館前の段差解消工事の実施や、総合体育館玄關前スロープへの屋根設置に向け設計を行いました。体育館内やその他の体育施設でのバリアフリー化を進めるため、改修箇所・改修内容の検討を行う必要があります。	◆公共施設等の新設・改修の際は、バリアフリー化を進めます。	
44	3-(4)暮らしやすい環境の整備	3-(4)暮らしやすい環境の整備	住民の生活交通手段の確保のため、タウンバスや巡回バスの維持・確保に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆声屋町地域公共交通計画に基づき、交通系ICカードの導入を行うことでの利便性向上を図ること、バス利用者数の回復に取り組ましました。	○	◆利用者が減少した場合はバス路線、便数の維持・確保のための検討を行なっていく必要があります。	◆声屋町地域公共交通計画に基づき、バス利用者数の回復を図ります。 ◆バス停ベンチ、バス停上屋の未設置箇所確認及び、設置済箇所の老朽化確認調査結果に基づき、今後の整備の検討を行います。	

＜基本目標3＞福祉を支える人づくり

1 福祉意識向上のための環境づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					所管課(係)	令和4年度取組結果	評価	第2次計画(R1～R4)の総括(課題と今後の方向性)	令和5年度行動計画
				元	1	2	3	4					
45	3	1-(1)地域福祉などに関する広報・啓発の推進	高齢者や障がいのある人、子どもへの権利に対する理解を深める機会を図るなど、福祉に関する啓発に取り組みます。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙12月号に高齢者虐待に関する記事を掲載し、窓口で啓発チラシ等を配布しました。 認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、住民の理解を深めました。(1)施設での認知症家族のケアやの活動を支援し、施設での認知症の人の活動や介護サービス事業者等の取り組みを周知しました。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 引続き高齢者に対する理解を深めるための啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の権利尊重のため、広報紙に高齢者虐待に関する啓発記事を掲載し、窓口で啓発チラシ等を配布します。 認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、住民の理解を深めるよう努めます。
				実施	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者生活支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 人権まつりにおいて、障がいのある人たちが社会のために啓発チラシを配布する際は、より多くの人に手に取ってもらうため、啓発物と一緒に配布します。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 障がいを正しく理解し、障がいのある人たちが社会参加できる機会を広げ、一人ひとりの障がいに関する知識を深めるため、引き続き啓発を行うことが必要です。
46	3	1-(1)地域福祉などに関する広報・啓発の推進	地域の組織や団体、民生委員・児童委員など、地域において支援に携わる人や、その役割についての周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	健康・こども課(子育て支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 広報あしや11月号に、児童虐待防止啓発記事を掲載しました。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが困った時にSOSを出せるよう、わかりやすく子どもの人権に関する記事を広報あしや等で周知する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報あしやに、子どもの人権に関する記事を掲載します。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 老人憩いの家の指定管理や配食サービス事業者の住民と密着した関係づくりに着する業務を委託するとともに、生活支援コーディネーター業務の一環として、福祉課の広報あしやに啓発記事を掲載し、声援町社会福祉協議会の認知度向上に努めました。 民生委員・児童委員の協力や啓発する予定であった敬老会はコロナ感染急増のため中止しました。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 老人憩いの家の指定管理のほか、配食サービス事業者や生活支援コーディネーター業務の委託事業の実施をとおして、声援町社会福祉協議会が住民に認知されるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 老人憩いの家の指定管理のほか、配食サービス事業者や生活支援コーディネーター業務の委託事業の実施をとおして、声援町社会福祉協議会が住民に認知されるよう努めます。
47	3	1-(1)地域福祉などに関する広報・啓発の推進	福祉についての理解を深めるため、多くの町民が興味関心を持つようなイベントや講演会、出前講座などを工夫します。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者生活支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 広報あしや5月号に民生委員・児童委員を紹介する記事を顔写真入りで掲載しました。 町ホームページに民生委員・児童委員の紹介を顔写真入りで掲載しました。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 広報あしやホームページに民生委員・児童委員を紹介する記事を掲載します。 町ホームページに民生委員・児童委員の紹介を顔写真入りで掲載します。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙に民生委員・児童委員を紹介する記事を掲載します。 町ホームページに民生委員・児童委員の紹介を掲載します。
				実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流サロン実施地区では、休止中も(ほうかつ通信)の配布などを通じて、フェイスブックや自宅での体験などについて周知し、介護予防を推進しました。 認知症講演会に誘って、10月に、認知症啓発につながる映画上映会を開催しました。 遠賀郡三町合同で成年後見見制度に関する講演会を開催しました。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 引続き興味関心を持っていただける内容となるよう検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流サロン実施地区での介護予防教室を推進します。 認知症の理解や普及啓発を図るため、認知症講演会を開催します。 遠賀郡三町合同で成年後見見制度に関する講演会を開催します。
47	3	1-(1)地域福祉などに関する広報・啓発の推進	福祉についての理解を深めるため、多くの町民が興味関心を持つようなイベントや講演会、出前講座などを工夫します。	実施	実施	実施	実施	実施	福祉課(障がい者生活支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 人権まつりにおいて、障がいの理解促進チラシやフェイスブックに配布し、障がいについての啓発を行いました。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 障がいを正しく理解し、障がいのある人たちが社会参加できる機会を広げ、一人ひとりの障がいに関する知識を深めるため、引き続き啓発を行うことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権まつりにおいて、障がいに対する理解を深めるための啓発チラシを配布する際は、より多くの人に手に取ってもらうため、啓発物と一緒に配布します。
				実施	実施	実施	実施	実施	健康・こども課(子育て支援係)	<ul style="list-style-type: none"> 内容の見直しには至らず、出前講座の開催実績もありませんでした。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座が住民に活用されるよう、内容の検討を行なう必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座に興味を持ってもらえるよう、内容の見直しを行います。
47	3	1-(1)地域福祉などに関する広報・啓発の推進	福祉についての理解を深めるため、多くの町民が興味関心を持つようなイベントや講演会、出前講座などを工夫します。	実施	実施	実施	実施	実施	生涯学習課(生涯学習係)	<ul style="list-style-type: none"> 7月の福島県同和問題啓発強御月間にはオンラインでの人権講演会を開催しました。 12月の人権週間には啓発対策を行って人権まつりや人権週間には、人権まつりや人権講演会や人権まつりを実施すること、啓発活動を実施して実施しようという内容をつくりのためにアンケート調査を実施しました。 	○	<ul style="list-style-type: none"> R2～R4年度はコロナウイルス感染症の影響の中で事業を中止したり、規模を縮小したりしながら実施した。今後はコロナ禍前と同様に人権講演会や人権まつりを実施すること、啓発活動を実施して実施しようという内容をつくりのためにアンケート調査を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 福島県同和問題啓発強御月間に合わせて人権講演会、重点的な啓発を行います。 講演会等を実施した際はより興味関心を持つような内容をつくりのためにアンケート調査を実施します。

2 地域福祉を担う人づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					令和4年度行動計画	所管課(係)	令和4年度取組結果	評価	第2次計画(R1~R4)の総括 (課題と今後の方向性)	令和5年度行動計画
				元	2	3	4	5						
48	3	2-(1)地域福祉を担う人材の確保や育成	民生委員・児童委員が行う研修の専任を支援し、知識や技術の向上を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	民生委員・児童委員を対象として、様々な福祉サービス等に関する情報を伝達する研修の案内をします。 ◆民生委員・児童委員定例会の際に、福祉のしおりを用いて勉強会を行います。	◆役員会、定例会において、研修の案内等のお知らせを行いました。 ◆6月の民生委員・児童委員定例会で、福祉のしおりを用いて障がい者や高齢者の福祉制度やサービスについての勉強会を行いました。	○	◆支援が必要としている人へ情報が行き届くよう、継続して民生委員・児童委員に対し研修、勉強会等を行います。	◆民生委員・児童委員を対象として、様々な福祉サービス等に関する情報を伝達する研修の案内をします。 ◆民生委員・児童委員定例会の際に、福祉のしおりを用いての勉強会を継続して行います。	
			◆自治区公民館体操サポーター養成講座の基礎コースと実践者向けコースを開催し、主体的に活動に取り組む地域のリーダーを育成します。 ◆地域交流サロン・実施地区同士の交流会を開催します。また、新たにサロンを開始予定の地区には立ち上げ支援研修を開催します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆自治区公民館体操サポーター養成講座の基礎コースを9回、実践者向けコースを5回開催し、23名が参加しました。 ◆地域交流サロン・実施地区同士の交流会は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止しました。また、新機種のサロンの立ち上げはありませんでした。	○	◆引き続き活動のリーダーとなり備える人たちの支援を行っていきます。	◆自治区公民館体操サポーター養成講座の基礎コースと実践者向けコースを開催し、主体的に活動に取り組む地域のリーダーを育成します。 ◆地域交流サロン・実施地区同士の交流会を開催します。また、新たにサロンを開始予定の地区には立ち上げ支援研修を開催します。		
49	3	2-(1)地域福祉を担う人材の確保や育成	活動のリーダー一般となる人々に向けた学習会や研修などの充実を図り、人材の育成に努めるとともに、新たに地域福祉活動に参加する人の地域デビューを支援します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆リーダーとして、あきッズ事業には、7人の小学生が参加し、全6回の研修を行いました。海岸清掃やボランティア活動などを通じてボランティアについて学びました。 ◆地域の人を対象にしたボランティアの体験研修を実施し、ボランティアについて考える機会を提供しました。	○	◆リーダーとして、あきッズ事業を支援し、災害ボランティアや福祉施設でのイベント支援、清掃活動など図りました。 ◆地域の人やセクター・登録団体を対象にワールドカフェや研修を実施し、ボランティアについて考える機会を確保しました。 ◆どの団体も委員、後継者不足といった課題を抱えており、新たにボランティア人材の確保のための支援が必要です。	◆リーダーとして、あきッズ事業を支援し、災害ボランティアや福祉施設でのイベント支援、清掃活動など図りました。 ◆地域の人やセクター・登録団体を対象にワールドカフェや研修を実施し、ボランティアについて考える機会を確保しました。 ◆どの団体も委員、後継者不足といった課題を抱えており、新たにボランティア人材の確保のための支援が必要です。		
			◆社会福祉協議会と連携し、手をつなぐりボンの会や配食ボランティアの八潮の会等の広報活動に協力します。 ◆ボランティア活動団体の紹介冊子について、あらゆる機会を捉えて高齢者に配布します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆社会福祉協議会と連携し、広報あしや隔月連載記事(6月号)の中で、八潮の会等の広報活動に協力しました。 ◆介護職保険者証の交付時や証入手続等の際、ボランティア活動団体の紹介冊子を配布しました。	○	◆ボランティア活動を含めた地域活動継続のため、新しい担い手の発掘・輩出が必要でです。	◆社会福祉協議会と連携し、手をつなぐりボンの会や配食ボランティアの八潮の会等の広報活動に協力します。 ◆ボランティア活動団体の紹介冊子について、あらゆる機会を捉えて高齢者に配布します。		
50	3	2-(1)地域福祉を担う人材の確保や育成	福祉活動に関わるボランティア情報の収集と発信、ボランティアをしたい人となる人をつなぐボランティアネットワーク機能を充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆ボランティア活動センターにコーディネーターを配置し、団体間の協働をコーディネートするとともに、利用者の相談に応じコースの把握に努めます。 ◆住民へボランティア意識が浸透し人材確保につながるよう、ボランティア団体の活動等について情報発信を行います。 ◆福祉ボランティアをしたい人については相談を受け、その後社会福祉協議会に紹介を行います。 ◆三ヶ月に一回の通信紙に、団体の紹介記事掲載します。 ◆ボランティア団体に対して、情報確認と要望について調査を行い、活動内容など情報の整理を行います。	○	◆ボランティア活動センターが利用者の相談に応じ、団体の活動支援やボランティアマッチングを行いました。 ◆ボランティアコーディネーターの広報紙や掲示スペースで、団体についての情報発信を行いました。 ◆新たなボランティア人材の確保のため、各団体の活動内容等についての情報発信・周知が必要です。	◆ボランティア活動センターにコーディネーターを配置し、団体間の協働をコーディネートするとともに、利用者の相談に応じます。 ◆福祉ボランティアをしたい人については相談を受け、その後社会福祉協議会に紹介を行います。 ◆住民へボランティア意識が浸透し人材確保につながるよう、ボランティア団体の活動等について情報発信を行います。 ◆三ヶ月に一回の通信紙に、団体の紹介記事掲載します。 ◆ボランティア活動センター通信紙「HAMAYOU」に、団体の紹介記事を掲載します。		